

定を辞退した医療機関は次のとおりである。

平成17年 5 月 6 日

大阪市長 關 淳 一

①名 称 ②病院・診療所・薬局の所在地 ③開設者氏名 ④辞退年月日

①医療法人クリニックとよしま内科 ②大阪市都島区東野田二丁目 3 番 28 号 ③豊島 桂次 ④平成16年11月30日

①平井クリニック ②大阪市都島区中野町五丁目13番 4 号タワープラザアベニュー 1 階 ③平井 光信 ④平成16年12月31日

①医療法人森内科 ②大阪市此花区四貫島一丁目 8 番16号五番館 2 階 ③医療法人森内科 ④平成16年10月31日

①今泉医院 ②大阪市中央区道修町二丁目 6 番 6 号塩野・日生ビル 7 階 ③今泉 康哉 ④平成 9 年 6 月30日

①阪神薬局 ②大阪市中央区本町三丁目 6 番 2 号 ③有限会社阪神薬局 ④平成16年10月16日

①中西クリニック ②大阪市中央区南新町一丁目 2 番 4 号椿本ビル 3 階 ③中西 浩次 ④平成16年10月31日

①クロダ眼科 ②大阪市中央区上町13番 6 号 ③黒田 裕美 ④平成16年12月12日

①小正医院 ②大阪市大正区平尾三丁目15番15号大栄ビル 1 階 ③小正 尚裕 ④平成16年 3 月31日

①藤吉医院 ②大阪市大正区泉尾四丁目17番12号 ③藤吉 庸雅 ④平成16年12月31日

①恵美須東クリニック ②大阪市浪速区恵美須東一丁目 7 番13号 ③加来 淑恵 ④平成16年12月31日

①やん整形外科医院 ②大阪市淀川区東三国二丁目31番17号 ③梁 裕昭 ④平成16年12月31日

①赤垣婦人科クリニック ②大阪市淀川区三津屋北一丁目 5 番20号神崎川ビル 2 階 ③赤垣 英子 ④平成16年12月31日

①加島診療所 ②大阪市淀川区加島一丁目60番40号 ③大阪市かしま人権協会 ④平成17年 1 月 7 日

①小西クリニック ②大阪市東成区東小橋二丁目 5 番11号 ③小西 長生 ④平成16年12月31日

①吉村薬局 ②大阪市生野区勝山南四丁目14番13号 ③吉村 孝信 ④平成16年12月 2 日

①中橋医院 ②大阪市生野区舍利寺三丁目 6 番 1 号 ③中橋 正衛 ④平成16年12月31日

①とおる眼科 ②大阪市生野区小路東一丁目21番13号カーサノベント 1 階 ③安達 徹 ④平成16年12月31日

①田中クリニック ②大阪市生野区生野西二丁目 3 番 8 号 ③田中 善 ④平成16年12月31日

①わかば薬局 ②大阪市城東区関目二丁目 2 番 9 号 ③坂本 紀夫 ④平成16年12月19日

①吉田医院 ②大阪市鶴見区諸口五丁目 2 番15号 ③吉田 貢三 ④平成16年12月31日

①佐藤医院 ②大阪市鶴見区今津北五丁目 5 番23号 ③佐藤 安子 ④平成16年12月31日

①セガミ薬局 ②大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目10番 1－100号 ③セガミメディクス株式会社 ④平成16年 8 月31日

①すみれ薬局 ②大阪市阿倍野区阪南町二丁目 5 番13号 ③有限会社エムビーネット ④平成16年10月31日

①マルイシ薬局 ②大阪市阿倍野区王子町三丁目 6 番 4 号 ③石塚 たか子 ④平成16年12月31日

①医療法人涼庵会整形外科吉田クリニック ②大阪市阿倍野区阪南町二丁目19番 2 号メゾン山和 1 階 ③医療法人涼庵会 ④平成

16年12月31日

①荒井医院 ②大阪市阿倍野区松崎町二丁目 2 番11号 ③荒井 潔 ④平成16年12月31日

①御崎クリニック ②大阪市住之江区御崎一丁目 6 番 8 号 ③櫻井 温 ④平成16年12月31日

①古今リハビリテーション科クリニック ②大阪市住吉区我孫子一丁目 7 番 6 号 ③辻 昌子 ④平成16年 9 月24日

①平井医院 ②大阪市住吉区上住吉一丁目 8 番31号 ③平井 賀久 ④平成16年10月31日

①辻村内科循環器科 ②大阪市住吉区荻田五丁目15番13号 S ビル 3 階 ③辻村 英一郎 ④平成16年12月31日

①やすらぎクリニック ②大阪市西成区天下茶屋東二丁目14番34号 ③松村 龍一 ④平成16年12月31日

①小林皮膚科 ②大阪市西成区玉出中二丁目14番24号 ③小林 興市 ④平成16年12月31日

①吉田内科医院 ②大阪市西成区玉出中二丁目12番 4 号 ③吉田 桂三 ④平成16年12月31日

大阪市告示第430号

次のとおり落札者等について公示する。

平成17年 5 月 6 日

大阪市長 關 淳 一

〔掲載順序〕

◎契約担当課（所在地）

①調達件名、数量及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④契約相手方 ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎契約担当課 大阪市立総合医療センター管理部経営企画課（大阪市都島区都島本通 2 丁目13番22号）

①大阪市立総合医療センター清掃業務 一式 ②一般 ③17.2.22 ④株式会社サンメンテナンス 大阪市中央区常盤町 2 丁目 2 番 5 号 ⑤156,870,000円 ⑥16.12.17

大阪市告示第431号

昭和51年大阪市告示第733号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正し、平成17年 5 月 6 日から施行する。

平成17年 5 月 6 日

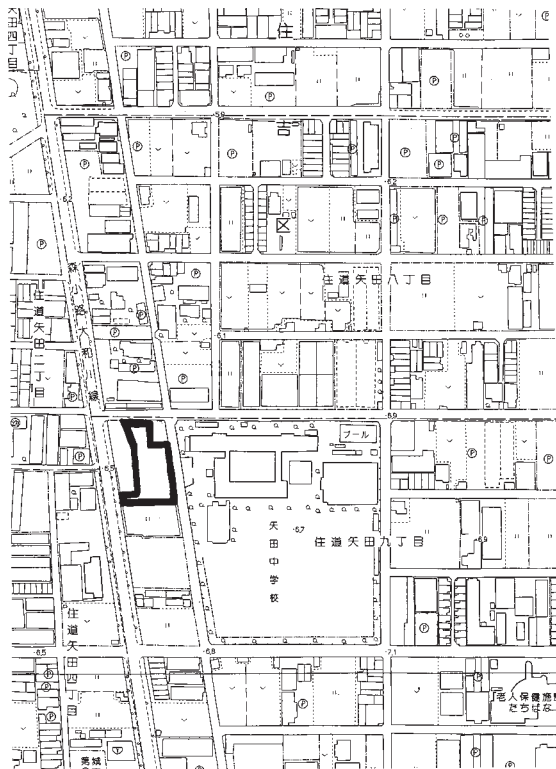
大阪市長 關 淳 一

大和川南公園の項に次のように加える。

住道南公園	大阪市東住吉区住道矢田 9 丁目	別図22－48 のとおり	平成17年 5 月 6 日
-------	------------------	--------------	---------------

別図 5－16を次のように改める。（別掲）

22-48 住道南公園



5-16 高津花壇公園



大阪市告示第432号

城北菖蒲園は、大阪市公園条例施行規則（昭和52年大阪市規則第51号）第16条第3項の規定に基づき、平成17年5月21日（土）から同年6月19日（日）まで開園する。また閉園時間を次のとおりとする。

平成17年 5 月 6 日

大阪市長 關 淳 一

施 設 名	開 園 期 間	開園時間
城北菖蒲園	平成17年 5 月 21 日（土）から 同年 6 月 19 日（日）まで	午前 9 時 30 分から 午後 5 時まで
	ただし 平成17年 6 月 4 日（土）から 同年 6 月 12 日（日）まで	午前 8 時から 午後 6 時まで

大阪市告示第433号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成17年 5 月 6 日

大阪市長 關 淳 一

1 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
大阪駅前西地区ビル（ウエスト棟・イースト棟）
大阪市北区梅田 2 丁目 1001 番地ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
阪神電気鉄道株式会社
代表取締役 西 川 恭 爾
大阪市福島区海老江 1 丁目 1 番 24 号
第二吉本ビルディング株式会社
代表取締役 吉 本 五郎右衛門
大阪市北区梅田 2 丁目 2 番 2 号
- 変更事項
大規模小売店舗を設置する者の所在地
第二吉本ビルディング株式会社
（変更前）大阪市北区梅田 2 丁目 4 番 5 号
（変更後）大阪市北区梅田 2 丁目 2 番 2 号
- 変更年月日
平成17年 3 月 9 日

2 届出年月日

平成17年 4 月 21 日

3 届出書類の縦覧

- 縦覧に供する場所
大阪市経済局産業振興部商業振興課
大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号 大阪市役所 7 階
- 期間
平成17年 5 月 6 日（金）から平成17年 9 月 6 日（火）まで
- 時間
午前 9 時 30 分から午後 5 時まで（日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。）

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出

期限及び提出先

(1) 提出期限

平成17年 9 月 6 日（火）

(2) 提出先

上記 3 (1)に同じ

~~~~~

大阪市告示第434号

計量法（平成 4 年法律第51号）第19条及び第21条の規定により特定計量器（取引や証明等に使用するばかり）の定期検査を実施する。

平成17年 5 月 6 日

大阪市長 關 淳 一

1 特定計量器定期検査実施区域及び検査場所

平成17年 旭 区

| 検査月日   | 曜 | 検 査 場 所                     | 所 在 地        |
|--------|---|-----------------------------|--------------|
| 6 月10日 | 金 | 生 江 小 学 校                   | 生 江 1－10－21  |
| 6 月14日 | 火 | 大 宮 小 学 校                   | 大 宮 4－9－16   |
| 6 月16日 | 木 | 高 殿 小 学 校                   | 高 殿 6－9－10   |
| 6 月17日 | 金 | 旭区保健福祉センター分館<br>（旧 旭保健センター） | 森 小 路 2－5－26 |
| 6 月20日 | 月 | 清 水 小 学 校                   | 清 水 5－1－12   |

2 所在場所における検査

特定計量器を土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用する  
場合、その他特別な事由がある場合については別に検査するので、定期検査の前日までに大阪市港区田中 3 丁目 1 番126号大阪  
市計量検査所（電話6577－5888）まで問い合わせさせたい。

~~~~~

大阪市告示第435号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市住宅局建築指導部指導課において一般の縦覧に供する。

平成17年 5 月 6 日

大阪市長 關 淳 一

指定年月日及び指令番号

平成17年 3 月18日 大阪市指令 住宅（宅）第77号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
城 東 区 中浜 1 丁目	110番 3	m 4.0	m 16.75	袋路状道路

~~~~~

大阪市告示第436号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市住宅局建築指導部指導課において一般の縦覧に供する。

平成17年 5 月 6 日

大阪市長 關 淳 一

指定年月日及び指令番号

平成17年 3 月31日 大阪市指令 住宅（宅）第79号

| 地 名                       | 地 番                   | 道路幅員          | 道路延長            |
|---------------------------|-----------------------|---------------|-----------------|
| 住 之 江 区<br>南 港 南<br>5 丁 目 | 10番                   | m<br><br>20.0 | m<br><br>348.32 |
| 南 港 南<br>7 丁 目            | 1 番 1<br>4 番 1<br>17番 |               |                 |

~~~~~

大阪市告示第437号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市住宅局建築指導部指導課において一般の縦覧に供する。

平成17年 5 月 6 日

大阪市長 關 淳 一

指定年月日及び指令番号

平成17年 4 月11日 大阪市指令 住宅（宅）第 1 号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
住 之 江 区 粉 浜 西 1 丁 目	38番 6	m 4.0	m 18.570	袋路状道路

~~~~~

大阪市告示第438号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市住宅局建築指導部指導課において一般の縦覧に供する。

平成17年 5 月 6 日

大阪市長 關 淳 一

指定年月日及び指令番号

平成17年 4 月19日 大阪市指令 住宅（宅）第 2 号

| 地 名                | 地 番    | 道路幅員     | 道路延長      | 摘 要   |
|--------------------|--------|----------|-----------|-------|
| 東 住 吉 区<br>湯里 6 丁目 | 317番 2 | m<br>4.0 | m<br>16.6 | 袋路状道路 |

~~~~~

大阪市告示第439号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 2 項の規定に基づ

く次の道路について、大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）第5条の規定により廃止を承認した。

その関係図書は、大阪市住宅局建築指導部指導課において一般の縦覧に供する。

平成17年 5 月 6 日

大阪市長 關 淳 一

廃止承認年月日及び指令番号

平成17年 3 月31日 大阪市指令 住宅（宅）第62号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長
淀 川 区 三 津 屋 北 1 丁 目	25番 7	m 4.0	m 5.39

大阪市告示第440号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第3号の規定に基づく次の道路について、大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）第5条の規定により廃止を承認した。

その関係図書は、大阪市住宅局建築指導部指導課において一般の縦覧に供する。

平成17年 5 月 6 日

大阪市長 關 淳 一

廃止承認年月日及び指令番号

平成17年 4 月25日 大阪市指令 住宅（宅）第5号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
天 王 寺 区 茶 臼 山	61番 8	m 4.0	m 25.36	袋路状道路

大阪市告示第441号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、一定の複数建築物に対する制限の特例についての認定を取り消したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成17年 5 月 6 日

大阪市長 關 淳 一

- ・認定取消し年月日及び番号
平成17年 4 月15日 第6号
- ・認定区域の名称
大阪市営古市中住宅
- ・認定の取消しを行った区域の位置
大阪市城東区古市2丁目1番1ほか34筆

大阪市告示第442号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により、一定の複数建築物に対する制限の特例について認定したので、同条第8項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、大阪市住宅局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成17年 5 月 6 日

大阪市長 關 淳 一

- ・認定年月日及び認定番号
平成17年 4 月15日 第7号
- ・認定区域の名称
大阪市営古市中住宅
- ・認定区域の位置
大阪市城東区古市2丁目1番1ほか28筆

大阪市告示第443号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、一定の複数建築物に対する制限の特例について認定したので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、大阪市住宅局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成17年 5 月 6 日

大阪市長 關 淳 一

- ・認定年月日及び認定番号
平成17年 4 月20日 第837号
- ・認定区域の名称
大阪市営南大道住宅
- ・認定区域の位置
大阪市東淀川区大道南1丁目308番1

大阪市告示第444号

平成15年大阪市告示第336号（河川法第16条の3第1項の規定による河川工事及び維持）の一部を次のように改正し、平成17年 5 月 6 日から施行する。

平成17年 5 月 6 日

大阪市長 關 淳 一

平野川（平野川調節池）の項を次のように改める。

平野川（平野川調節池） 平野区平野馬場1丁目4番3から平野区西脇175番6を經由し阿倍野区松虫通3丁目7番までの4780m	都市基盤河川改修事業に関すること	———	平成10年 4月1日 から 平成18年 3月31日 まで
--	------------------	-----	---

大阪市告示第445号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年 5 月 6 日

大阪市長 關 淳 一

路 線 名	区 間	旧 新 別	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長
地 下 町 線	北区天神橋 1 丁目 43番の 7 地から	旧	m 1.82～ 3.61	m 38.60
	同区同 1 丁目 43番の 7 地まで (参考図参照)	新	2.91～ 3.82	38.60



大阪市告示第446号

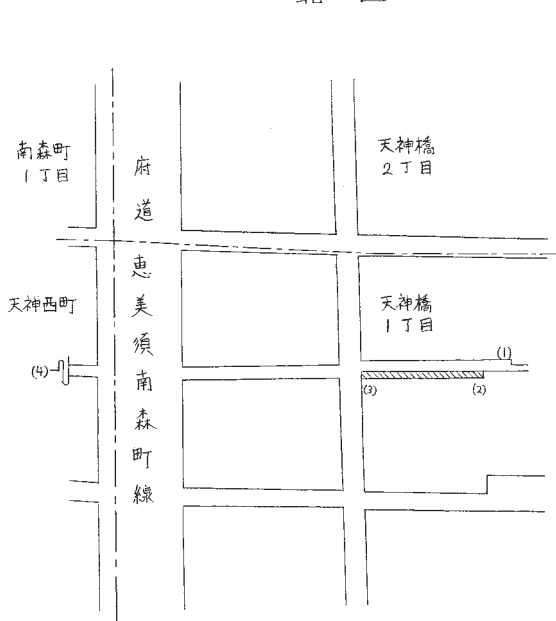
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年 5 月 6 日

大阪市長 關 淳 一

路 線 名	区 間	供用開始の期日
地 下 町 線	北区天神橋 1 丁目43番の 7 地から 同区同 1 丁目43番の 7 地まで (参考図参照)	告示の日

参考図
北 区

凡 例
 新たに道路となる部分
 町 丁 界

説 明

地下町線 (1)(4)間のうち、(2)(3)間を区域変更する。

大阪市告示第447号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成17年 5 月 6 日

大阪市長 關 淳 一

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成17年 5 月20日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

No.	種 類	場 所
1	普 通 自 動 車 色 (トヨタ 白)	城東区関目 4 丁目12番先
2	普 通 自 動 車 色 (マツダ 緑)	城東区東中浜 8 丁目 8 番先
3	普 通 自 動 車 色 (ホンダ 赤)	城東区東中浜 8 丁目 8 番先
4	普 通 自 動 車 色 (スズキ 黒)	東成区中道 4 丁目 4 番先
5	普 通 自 動 車 色 (スバル 緑)	鶴見区今津南 3 丁目 6 番先
6	普 通 自 動 車 色 (ニッサン 黒)	鶴見区緑 4 丁目 2 番先
7	普 通 自 動 車 色 (イスズ 紺)	港区福崎 2 丁目 3 番先
8	普 通 自 動 車 色 (トヨタ 白)	大正区北恩加島 1 丁目 3 番先
9	普 通 自 動 車 色 (ホンダ 白)	大正区北恩加島 1 丁目 8 番先
10	普 通 自 動 車 色 (スバル 紺)	大正区鶴町 3 丁目 1 番先
11	普 通 自 動 車 色 (ミツビシ 黒)	大正区鶴町 3 丁目 1 番先
12	普 通 自 動 車 色 (ニッサン 銀)	大正区鶴町 3 丁目 1 番先
13	普 通 自 動 車 色 (スズキ 白)	大正区鶴町 3 丁目 2 番先
14	普 通 自 動 車 色 (トヨタ 黒)	中央区高津 3 丁目15番先
15	普 通 自 動 車 色 (ニッサン 緑)	住之江区粉浜西 3 丁目 1 番先
16	普 通 自 動 車 色 (スバル 白)	住吉区我孫子 5 丁目11番先
17	普 通 自 動 車 色 (ミツビシ 白)	住吉区我孫子 5 丁目11番先
18	普 通 自 動 車 色 (ダイハツ 白)	淀川区十三本町 1 丁目 5 番先
19	普 通 自 動 車 色 (マツダ 白)	淀川区三国本町 2 丁目11番先
20	普 通 自 動 車 色 (ミツビシ 灰)	西淀川区出来島 3 丁目 2 番先
21	普 通 自 動 車 色 (ホンダ 青)	東淀川区淡路 5 丁目21番先
22	自 動 二 輪 車 色 (カワサキ 黒)	東淀川区小松 1 丁目 4 番先
23	普 通 自 動 車 色 (ミツビシ 灰)	東淀川区小松 3 丁目18番先
24	普 通 自 動 車 色 (ダイハツ 赤)	東淀川区小松 3 丁目18番先
25	普 通 自 動 車 色 (トヨタ アズキ色)	東淀川区柴島 1 丁目 6 番先
26	普 通 自 動 車 色 (ミツビシ 緑)	東淀川区下新庄 1 丁目 9 番先

大阪市長 關 淳 一

27	普 通 自 動 車 (トヨタ 白 色)	東淀川区東中島 6 丁目 2 番先
28	普 通 自 動 車 (ニッサン 金 色)	東住吉区矢田 3 丁目 1 番先
29	普 通 自 動 車 (トヨタ 白 色)	北区本庄東 3 丁目 7 番先

~~~~~

**大阪市告示第448号**

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成17年 5 月 6 日

大阪市長 關 淳 一

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書がはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成17年 5 月20日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| 除 却 実 施 場 所             |
|-------------------------|
| 天 王 寺 区 内 の 本 市 管 理 道 路 |
| 中 央 区 内 の 本 市 管 理 道 路   |
| 浪 速 区 内 の 本 市 管 理 道 路   |

~~~~~

大阪市告示第449号

次のとおり落札者等について公示する。

平成17年 5 月 6 日

大阪市長 關 淳 一

〔掲載順序〕

◎契約担当課（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④契約相手方 ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎契約担当課 大阪市立大学事務局企画整備課（大阪市住吉区杉本 3 丁目 3 番138号）

①大阪市立大学学舎清掃業務 一式 ②一般 ③17. 3.10 ④大代興業(株) 大阪市西区九条 1 丁目26番 9 号 ⑤35,520,000円 ⑥16.12.17

~~~~~

**大阪市告示第450号**

次のとおり落札者等について公示する。

平成17年 5 月 6 日

〔掲載順序〕

◎契約担当課（所在地）

①調達件名、数量及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④契約相手方 ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎契約担当課 大阪市立大学医学部管理課（大阪市阿倍野区旭町 1 丁目 5 番 7 号）

①大阪市立大学医学部附属病院清掃業務 一式 ②一般 ③17. 3.10 ④(株)サンメンテナンス 大阪市中央区谷町 5 丁目 3 番19号 ⑤109,200,000円 ⑥16.12.17

~~~~~

大阪市交通局告示第12号

次のとおり落札者等について公示する。

平成17年 5 月 6 日

大阪市長 關 淳 一

〔掲載順序〕

◎契約担当課（所在地）

①調達件名、数量及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④契約相手方 ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎契約担当課 交通局総務部経理課（大阪市西区九条南 1 丁目12番 62号）

①盛夏服（男子用）10,000枚 カッターシャツ5,800枚 概算製造 ②指名 ③17. 3. 4 ④(株)近鉄百貨店 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 1 番43号 ⑤46,159,050円 ⑥16.12.24

①夏ズボン4,650枚 夏スカート40枚 概算製造 ②指名 ③17. 3. 4 ④大阪サンセイ(株) 大阪市中央区上町 C 番 7 号 ⑤33,083,085円 ⑥16.12.24

①大阪市交通局庁舎清掃業務 一式 ②一般 ③17. 3.10 ④大代興業(株) 大阪市西区九条 1 丁目26番 9 号 ⑤31,922,100円 ⑥16.12.17

①軽油 A 940KL 買入 ②指名 ③17. 3.17 ④三徳商事(株) 大阪市淀川区新高 4 丁目 1 番 3 号 ⑤74,835円（1 KL単価） ⑥17. 1.14

①軽油 B 680KL 買入 ②指名 ③17. 3.17 ④三徳商事(株) 大阪市淀川区新高 4 丁目 1 番 3 号 ⑤74,940円（1 KL単価） ⑥17. 1.14

①軽油 C 790KL 買入 ②指名 ③17. 3.17 ④三徳商事(株) 大阪市淀川区新高 4 丁目 1 番 3 号 ⑤75,045円（1 KL単価） ⑥17. 1.14

①軽油 D 640KL 買入 ②指名 ③17. 3.17 ④伊丹産業(株) 兵庫県伊丹市中央 5 丁目 5 番10号 ⑤75,129円（1 KL単価） ⑥17. 1.14

①軽油 E 630KL 買入 ②指名 ③17. 3.17 ④小浦石油(株) 大阪市浪速区日本橋西 1 丁目 5 番 9 号 ⑤73,995円（1 KL単価） ⑥17. 1.14